

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和5年3月6日(月)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	飯田雅広	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	三浦知将
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	総務部長	浅野幸司	総務課長	藤下真人
	民生部長	寺西孝	民生部兼 民次子課 部長 医療長	不破生美
	民次子課 生長ど 部兼も長	舘林久美		
	教育長	服部英生	教育部兼 教育課 長	鈴木敬
職務のため出席した者	議長	佐藤茂	議事局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第8号	蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について		
	議案第9号	蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
	議案第10号	蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
	議案第11号	蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
	議案第12号	蟹江町国民健康保険条例の一部改正について		

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。ありがとうございました。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査について打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、おはようございます。

今日は、総務民生常任委員会の開催前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

だんだん春らしくなってまいりまして、花粉が飛ぶようになってまいりました。委員長がひょっとしたら風邪ではなくて、花粉ではないかなというふうに思うんですけども、そういう季節になりましたし、庁舎もやっと化粧直し（庁舎外壁塗装工事）が終わって新たな丸三のマークも光って、令和5年度のスタートを切るに十分な体制が整っております。よろしくをお願いしたいと思いますし、また、3月13日、もうしばらくしてからですけども、マスクの着用について、いろいろ規制が外されるようですが、なかなか我々としても判断のつかないものがあつたりいたしますし、また、議員各位におかれましても代表で卒業式、入学式に行っていただくことになると思うのですが、そのときについても、それぞれの対応が若干ちょっと違うかも分かりませんが、そこのところは本人の意思ということもございまして、学校サイドの決まりについては、しっかり順守していただければ、ありがたいというふうに思っています。いずれに対しましても、新たな年度のスタートが、もうじき来ていますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

今日の付託案件は5件であります。大変重要な案件になりますので、慎重審議のほどよろしく願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(なしの声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方。

○委員 板倉浩幸君

おはようございます。

今回ちょっと議案説明のときにも黒川議員から今までなかったのかっていうこともあったんだけれども、そもそも今までのいじめね、ちょっと問題にもなっているんですけども、何が変わってくるのか、3つの委員会を含めやっていくってことなんですけれども、まずそれをお願いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

これまでは、まず国のほうから法律を制定されました平成25年6月に、いじめ防止対策推進法という法律が制定されて、これに基づきまして蟹江町は、平成26年2月になりますがいじめ防止基本方針というものを定めました。

こちらに沿って、各学校がそれぞれ学校で同じくいじめ防止基本方針というものを定めました。

その中で各学校におきまして、いじめ、不登校の対策委員会というものを設置することになりましたので今現在としましては、そちらの委員会が中心となりまして、例えば学期ごとのアンケートですとか、また、主に学期末になりますが、それぞれの学校7校の委員会が一堂に会しまして、情報共有したり連携した取り組みを行っているところでございます。

あと、今後の変更点としましては、基本的なこの基本方針というのが似たようなこの条例に本当に骨子になっていくようなもので、これに肉付けしたものが条例となってくるところであります。教育委員会の附属機関としまして、いじめ問題対策連絡協議会、こちら先ほど言いましたように、普段から子ども達のそういった情報を共有するような協議会、それから起こってはいけませんけれども、重大案件が起こったときに調査する専門委員会を置きます。そちらで、専門家で調査した内容について再度調査が必要であればというところは町長部局のほうでいじめ問題の調査委員会というのを置いていただいて、対応していくという形になります。

あつてはいけません、昨年、おとしですか、弥富市のほうで十四山中学校で起こったような、また、先週、広島で起こったようなことが起こりますと、すぐさま早速の対応を必要になりますので、この条例を制定して対応していきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今までも26年2月かな、基本方針で条例つくって、いじめ対策防止の。それで取り組んでた中で、もうちょっと強化していくという形、3つの委員会をつくって元々今だと委員会って言ってたけれども1つの委員会で進めていくのだったのか、それが3つにして起こった場合の対処方法とかもしていくって感じですか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

学校にそれぞれ委員会というものを、いじめ不登校対策委員会というものを持っておりましたので、これは今回出させていただく3つの委員会とは別物と考えていただくとよろしいかと思います。

ただ、その方針の中には事が起こればそれぞれ委員会という名前ではありませんが、こういった組織を置いていこうというところがうたってあるところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

学校によって学校ごとに委員会があつてそういう問題が起きたときにどうやっていくかってことがあつて、それを3つの協議会含め委員会、最終的に専門委員会も含めてね、あと調査か、やっていって、当初、何か起きた場合に、先週もね、すごいこと、さっきちょっと答弁があつた、どこだったっけ、ちょっと忘れちゃったけれども、今学校へ行っても、門が閉まってるんですよどこも。その辺も含めて緊急に県のほうから指示が多分あつたと思うんだけれども、そういう場合に、これからちょっとね今までと本当に何が違うのかなと、すごい説明だとあんまり分からないんだけど。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

今後は、委員をあらかじめ委嘱させていただいて、事が起こればその委員の方々に動いていただくという形になってくると思います。今までは、うたつてはあるけれども、まだ漠然としたこういった委員を、委員会を置いていきますよぐらい、今回はもう委員さんをもう個別に委嘱させていただいて、事が起こればすぐ動いていただけるというような形に持ってきていきたいということでございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

連絡協議会なんかも、委員20人以内で設置するという、今までは、委員会自体があつたんだけど、人数等も全然招集しないような形で、そんな大きな問題は町ではなかったのかな、それでそういうことだって事前に防ぎながらやっていくという、そうすると最終的にこの3つの協議会ははじめ委員会、専門委員会、調査委員会があつて基本的には、そのなに、どこが動いてって言うか常に何カ月にも一遍ずつ何か委員会等も含めて協議をしていくのですか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

まずは、いじめ問題の対策連絡協議会のことにつきましては、定期的に年度に2回ほど、会合を持とうと思っています。こちらではそういった様々な学校で起こっている事象ですか、子どもたちの状況なんかを情報共有したりというところがございます。いじめ問題の専門委員会につきましては、こちらも、事があろうがなかろうが、年に1回は会合を持とうと思っています。先ほどから何回も申し上げますが、もし重大案件が起こった場合はこちらの専門委員会が調査していただくこととなります。というのが、教育委員会で設置する付属委員会になりますので、こちらがメインに動いてくるということになります。もしこの専門委員会で調査したことに対して、もう一度再度調査が必要だということになれば、初めて、町長部局に付属になります、いじめ問題の調査委員会が再度そこを調査していくという形があります。以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

大体分かってきて、最終的に調査委員会自体、町長部局が筆頭に事があってからなのかな、じゃ本当にどういう意味で対策していくんだということを調査委員会のほうでやっていくってことね。はい、ありがとうございます。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

いいですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

12月議会だったけかな。一般職の給与改正を行われて、何で会計年度はどうなんだっていう質問をしたんだけど、これで、条例改正して1年間この時給でやって、時給っていうのかな、報酬でやっていくということで、これ、表がだあっとついている中で、基本的にどのくらいアップになるんですか。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉委員からご質問いただきました今回の条例改正に基づいてどれくらい上がるのかというご質問いただきました。一般的に庁舎内で勤めていただいています一般事務補助の方を対象でお答えさせていただきます。

時給換算、条例については月給でお示ししているんですけども、パートタイム会計年度ということで、時給換算という形になります。

1時間で33円増額ということで、年間で6万5,000円ほど上がる予定となっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。基本的に、報酬月額って書いてあるけれども、基本的に会計年度職員って時給なんですよ。時給であるところでこれだけの表があるっていうのが基本的なことだと思うんだけど、ちょっとその辺をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回の改正は、報酬表の改正ということで上げさせていただいております。条例に関しては、報酬の表をお示しさせていただいているんですけども、役場の中の会計年度任用職員はそのほかにも保育士であったり、保育士補助であったり、また給食センターでいうと調理員、調理補助員という職種の方がおみえになります。その中で皆さんそれぞれ給料というのは、変わっているんですけども、この給料表に換算してどこの号級数に値するかというベースのものがこの給与表になります。先ほど申し上げた職種に応じて報酬というのは規則で定めさせていただいておりますので、そちらで任用するときに職種に応じて時給これぐらいの報酬ですということで、4月1日付で任用させていただくという流れになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことでちょっとどうなのかなと、今結構ね賃金アップで国の流れも来ている中で、特に会計年度職員、パートの時給で働いての中で調整しながら働いてる人もいますよね、社会保険に加入ならんように130万円を調整して月8万幾らだったかな、その辺の割合ってどんな感じ今、ちょっと分かんないですか。

○総務課長 藤下真人君

先ほどの範囲内であるところの割合については申し訳ありません。こちらで把握はして

おりません。実際、今回の数年前から会計年度任用職員等の給与についてどんどん上がってきている状況っていうのは、できるだけ働く意思のある方について給与を上げましてそれで生活の報酬を上げていくというのは考え方にあると思います。先ほどの会計年度任用職員、例を挙げますとこちらで一般事務補助として働いていただいている方の年間の報酬額については、130万円をはるかに超えていきますので、できるだけ私たちもこの会計年度任用職員、地方公務員という形になりまして説明会を行ったときに、地方公務員になるよっていう、責任を持って働いてほしいっていうことで申し上げておりますので、そういった扶養の範囲内という概念ではなくて地方公務員として責任を持って働いていただきたいということで説明をさせていただいておりますので、その中で蟹江町としてこの部分で会計年度任用職員が必要ですので任用していますという形で任用を各所属長にお願いしております。ということでちょっと答弁とずれているかもしれませんが、以上となります。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと前に給食センターで、調理員から配膳員いろんな方がいて、結構ね半分ぐらいの人がねその扶養内で働いている人が多いんですよ。特に給食センターね。ここの庁舎だと結構その枠を超えて今言った地方公務員なんだよってことで頑張ってるよっていうことなんだけれども。その辺をね、もうちょっと突破、どうなっているのか分からないけれども、国も130万円も何かどうのこうのとかやっているけれども、その辺町としてもう少しやっぱね、公務員としてもっと充実して働いてほしいと思うだろうし、その辺何か対策的なことは考えられんっていうのか、方向性はやっぱりもっと持っていきたいと思うんですけれども。

○総務課長 藤下真人君

やはり板倉委員のおっしゃるとおり総務課人事担当としては、責任を持って働いていただきたいという思いがありますので、給食センターの調理員に関しましても、やはり昔ながらのずっと働いてみえる方についてはそういった範囲内で働きたいという意思の方もみえると思うんですけれども、なかなかやはりその個人に適用するように仕事を与えるという考え方は、難しいということもありますので、やはり先ほど申し上げたとおりできるだけ責任を持って働きたい、働いていただきたい、なおかつこの業務が必要なので任用するという立場で働いていただく方と所属長でコミュニケーション取っていただきながら任用していただくということでお願いしております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

部長なんか補足でありますか。

○総務部長 浅野幸司君

先ほどの板倉委員のご質問に補足、答弁をいたします。

今総務課長が申し上げたようにやはり勤務の時間日数、時間帯も含めて、なにぶん家庭のご事情がやはりあると思います。

町といたしまして、先ほど総務課長が説明したとおり会計年度任用職員という制度が始まってから、しっかりそういう非常勤の職員という地方公務員の扱いなんですけれども、それなりのその責任もありますし、それなりのお給料も出るということで、しっかり今勤務していただいているのが現状です。私どもとしては、しっかりその場所で所属でしっかり働いていただくというのが大前提ですけれども、やはりご両親というか、お家の方の介護とかそういうところでお医者さんにいろいろ定期的に連れていかなあかんとかそういうご事情を持った方もいらっしゃいますので、そういった場合のところやはりショートっていうか短時間の任用というケースもございます。ですので個々によって町としてはしっかりその職場に見合った労働力というか、お仕事をしっかりやっていただくというのが町としての方針なんですけれども、なにぶんそこら辺は、ご本人の家庭的ないろんなご事情とか、その他の個人的な事情がございますので、なるべくそういうところも考慮しながら今後しっかり町として組織としても運営していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

その他、ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

いいですか。

では、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

初日にもこども家庭庁の発足で、管轄が変わるってことを確認して、今回、基本的に多分文言の整理かなと思うんだけど、そのことによって文言整理してちょっとね何になるの。何になるというか、基本的には変わらないようには見えるんだけど、ちょっとその辺の補足的なことをお願いします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

板倉委員がおっしゃるとおり、この今回の改正につきましては、関係規定の整理のみになりますので、ここに制度上の変更点というものはございません。

○委員 板倉浩幸君

整理の関係で、変更点は全くないということで、こども家庭庁これから子育て支援の面で発足していくんだけど、管轄が変わって、内閣府の下のこども家庭庁か、ということで実際に今まで厚生労働省だったかな、厚生労働省の子育て支援だったんだけど、内閣府によってどう変わっていくのかなってすごい疑問、難しいと思うけれども、じゃ総理がこうだってやったらぼんともう決まっちゃうことなのか、ちょっとその辺がね、いまいち、変わる面でどう対応していくのか町としてもね。何かあったときにどう、何だ、こども家庭庁にいったいくんだと思うんだけど、その辺なんかちょっともやもやとしていて。

○民生部長 寺西 孝君

子ども・子育て支援法ができたときに、これやはり内閣府主導で内閣府所管としてやっていきました。それでこのたび、この4月からこども家庭庁ができていく、その中でやはりその子どもの部分というのは特化して国が最も力を入れてやっていこうというところで、内閣総理大臣が先頭となってやっていくという意味だと思うんですね。

そういったところで私たちもちょっとまだ4月になってみないと、ということが正直ございます。

厚生労働省から子どもの部分で本当に子どもの部分全部切り離しちゃっていいのかどうかというのも当然あります。福祉全般のことやっぱり厚生労働省なんだろうという思いも私も持っていて、その例えば虐待の問題しかりなんですけれども、そういったところちょっともうしばらく注視してやっていかなきゃいけないかなと私は思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

なかなかどうしていくんだっていうのがもう完全に今までだと厚労省の管轄でね、働くと子育てはいろんな面で一緒にやっていたんだけど、こども家庭庁発足して子育て支援まあ確かに大事だと思うんですね、少子化対策の為に。最終的にそのような下で条例改正もしながら、とりあえず当面やっていってなんかあったらまた議論していくって形かな。

ありがとうございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回これも条例の改正で、結構いろんなことが書いてあるんだけど、ひとつ多分重要視するのは、事故が起きて、ブザー設置、結構含まれて、これ見てくると早急に対処していかないかん事案だと思うんですね。幼稚園・認定こども園か。その関係でこの経過措置として、令和6年3月31日までに、ってなっているよね。これどうなのかなと。もうすぐにもやるべき問題じゃないかなとちょっと認識しているんだけど、ちょっとそこら辺お願いします。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

ご質問ありがとうございます。

ただいまご質問いただきましたブザーについてなんですけれども、実際に私立さんが対象になって、幼稚園バスがあるところというのが対象になってくると思うんですけれども、そちらのほうからは、どんなタイミングで申請したらいいですかというご質問は頂戴していま

す。

ただ、ちょっと詳細な情報がまだ県のほうから発出されておられませんので、そちらを確認させていただきながらできるだけ早く、年度末までにとはなっているんですけども、できるだけ早い段階で、設置していただけるようにはお願いしていきたいと思っておりますので、またその予算措置の際にはよろしくお願いたします。

○委員 板倉浩幸君

令和6年3月、ちょうど年度末になって1年間の間につけなさいよってということで、これってさっき言ったみたいに県も関わってくると思うんですけども、補助的なものってあるんですか。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

こちらは、国の補助になってくるかと思えます。

今現時点で把握しているのが、1台につき17万5,000円の定額補助というふうに聞いておりますので、その範囲内で恐らく設置されていくことになると思えます。

○委員 板倉浩幸君

17万5,000円ってそのぐらいでつけれるものなの。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

そうです。

○委員 板倉浩幸君

1台につきかな。

ちょっとお願いたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

1台当たり17万5,000円だというふうに確認はできております。

なのでもう少し抑えられると理解しております。

○委員 板倉浩幸君

そうすると今言った民間の幼稚園だね。17万5,000円それ以内で大体納まるよってということで、全く幼稚園としても出費せずに補助的なもので賄えるということですね、確認だけお願いたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

私どもも現段階でそのように理解しております。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと最後に。

今のブザーについてはそうなんですけれども、ほかに条例改正で目新しい条例改正ってほかに何か、この中で今回。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

今回主に4カ所かな。安全計画の策定、これは事故を受けてのことになるかと思えますけれども、安全計画の策定が義務づけられることになってまいります。こちらもまた詳しい詳細が流れてきたところで、各施設ごとで制定していただくことになってくるかと思えます。

2点目に、業務継続計画の策定、こちらは努力義務となっております。

3つ目が先ほど、お話しさせていただきましたブザーの設置の義務化になります。

あとごめんなさいもう1点ありました。

バスの昇降時の確認をしなきゃいけないというところが必要になってまいります。

あともう1点は、先ほどの懲戒権についての規定が削除されるというところがございます。

この大きく5点となります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういう意味で、安全計画の策定にしてもその中でもブザーの話も盛り込まれていくかと思うんだけど、基本的にあのような事故がなくなるように条例改正していくことで、実際に今ブザー設置して、確かに発見ってね、未然に防ぐことはできると思うんだけど、今現状でさっき言った確認もやっぱりおろそかになっているのですか。

あの事故がね、いまいち納得できないんですよ僕らも。

○民生部長 寺西 孝君

提案のときも少しご説明させていただいたんですけども、今委員がおっしゃっていただいているように本当に痛ましい事故で、どの方も信じられない事故だったと思います。熱中症とバスの中に置き去りにされるということ自体に。まさしくこれヒューマンエラーで、今回の国土交通省から指名されている通報装置っていうのは、バスをとめたときにとめたと同時にバスの中に警報が鳴り響いて後ろの席まで行かないと解除ができない。ですので後ろまで歩いていかないと運転手が、ブザー音が解除できないという方法が1つあるそうです。ですのでそこで、もう一つ一つの席を見に行く形になるので嫌でも。そこで未然に防ごうという一つのパターンと、もう一つは停止して何分かたってから自動検知バスの中でして人感センサーみたいなもので人が動く気配があったら、何分後に検知したら、外に警報音が鳴り響いて、その2パターンの国土交通省から示されているものです。

本当に、こういったものが、つかなきゃいけないというのが非常に残念ではようがないんですが、起こってしまったものですからこれはもうしっかりとやって二度とこういう悲しい事故が起きないようにしてほしいなと思っております。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

議案第12号「蟹江町国民保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

本日は皆様に議案第12号の請求資料を配信配付させていただいております。

よろしくお願いいたします。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

国保の出産育児一時金の引き上げということで、42万円から50万円と町長の施政方針の中にも触れられていたと思うんですけども、参考資料で愛知県の平均値大体45万円前後ということで、ひとつこの45万円ってことは、1回もトータルで50万円ってということで、そこまでかかんなかった場合ってどうなるんですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

おはようございます。よろしくお願いいたします。

そこまでかからなかった場合につきましては、差額分はご本人様へ支給という形になりますので、例えば45万円しか掛からなかったよ、と言った場合については、5万円残るかと思うんですけども、そちらにつきましては、国保のほうで申請いただいて、5万円をご本人様の口座へ振り込みをさせていただくという形になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうすると50万円は目いっぱい使って、そこまでかかっていなかったら貰える、何かそれがどうなのかなと思うけれど、そうなってくると実際東京都だと50万円以上、平均で55万円出て、佐賀県って本当こんな35万円で済むのかな。そうなってくると佐賀に行って産んで1人当たり15万円もらって帰ってきちゃったらそれも通用するんだよね。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

そういったことでいえば、例えば里帰り出産などで佐賀のほうでご出産というようなことになればそのような形になってくるかと思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと今のは余談として、実際にあれから50万円ってことになってもう事前にね今まで45万円だって45万円ぐらいで済んでいて50万円出るんでってことで病院と産婦人科も含めて値上げしてきているところがあるって聞くんですけども、その辺の情報って聞いてますか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

私も実際インターネットだとか検索させていただくとそのようなことがあるよっていうことは、見聞きはしておりますけれども、実際、窓口のほうでそのような被保険者の方にお聞きしたようなことは特にございませんので、それぞれ病院様のお考え方とかございますので、うわさでは聞いておるという状態です。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

僕らと同じぐらいのレベル、そういう病院もあるかなっていうぐらいかな。

今回大幅な引き上げなんですよね。当初本当42万円だとね、この近隣でもねちょっと足りんぐらいだったら、足して出産しなきゃいけなかったわって、ちょっと収まったっていう人もいるけれども、病院によって様々なんだよね、またいろいろ初日のときにも言ったんだけど、その辺がね、そこで産む前に幾らぐらいかかるかって聞けばいいと思うけれども、もうちょっとねスリム化して各病院でどのぐらいかかるっていうか公表できるような形って全然持ってこれないのかな、国の政策かもしれないけれども。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

国のほうでもその辺のところは、今回の引き上げとともに費用の見える化ということで、考えておるようでございますので、やっぱり公表をするということの方向では調整はしているようでございますけれども、今のところまだちょっとはつきりは決まっておられませんけれども、一応見える化ということで、費用を上げるだけじゃなくってそういったところも一緒に調整していきますよということをやっておりますのでもうしばらく様子見させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時44分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広